

福島市告示第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により認可した向鎌田町内会(平成25年3月18日告示第46号)から、同条第11項の規定による届出(告示された事項に変更があった旨の届出)があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月13日

福島市長 馬場 雄基

1 区域

この会は福島市本内、岡島、鎌田(向鎌田)のうち、次の区域に住所を有する者をもって、構成する。

本内字東慶二、岡島字荒小屋、岡島字菖蒲田、鎌田字愛宕前、鎌田字阿良久、
鎌田字大畑、鎌田字庚塚、鎌田字熊野、鎌田字新割、鎌田字月ノ輪、鎌田字月ノ輪山、
鎌田字天神平、鎌田字天神平山、鎌田字仲森山、鎌田字沼前、鎌田字早津小屋、
鎌田字船前、鎌田字古川